地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十六号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成十六年秋田県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（財務諸表） 第九条　法第三十四条第一項の規則で定める書類は、行政コスト計算書（公立大学法人に係るものを除く。）、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（財務諸表） 第九条　法第三十四条第一項の規則で定める書類は、――――キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。
（事業報告書の作成） 第十条　法第三十四条第二項の事業報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法人の目的及び業務内容 二　法人の位置付け及び役割 三　中期目標の概要 四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五　中期計画及び年度計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにこれらの対応策 八　業務の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源	（事業報告書の作成） 第十条　法第三十四条第二項の事業報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法人の目的、業務内容、沿革、設立団体、組織図その他の法人の概要 二　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 三　資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。） 四　公立大学法人にあっては、在学する学生の数 五　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 六　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに当該法人への出向者の数 七　非常勤職員の数 八　財務諸表に記載された事項の概要 九　重要な施設等の整備等の状況

十　略

十一　要約した財務諸表

十二　財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用の状況

十四　法人に関する基礎的な情報

（会計監査報告の作成）

第十二条　略

2　略

3　法第三十五条第一項後段の会計監査報告に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　略

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見がある場合は、次に掲げる意見の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

㈠　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準（地方独立行政法人法施行規則第三条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準をいう。㈡において同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

㈡・㈢　略

三～六　略

4　略

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る法人の管

十　略

十一　財源の内訳

十二　財務情報及び業務の実績に基づく説明

（会計監査報告の作成）

第十二条　略

2　略

3　法第三十五条第一項後段の会計監査報告に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　略

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見がある場合は、次に掲げる意見の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

㈠　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準（地方独立行政法人法施行規則第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準をいう。㈡において同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

㈡・㈢　略

三～六　略

4　略

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る法人の管

理又は監督の地位）

第二十条　法第五十六条の二第二号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第二百四十五条第二項の表第一号の部長、同条第四項の表第四号の次長（同条第二項の表の備考第一号に規定する部に置かれるものに限る。）又は同条第二項の表第四号の課長（同規則第三条の表の中欄に掲げる課に置かれるものに限る。）の職に相当するもの（役員を除く。）として知事が定めるものとする。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

理又は監督の地位）

第二十条　法第五十六条の二第二号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第二百四十五条第二項の表第一号の部長、同条第四項の表第六号の次長（同条第二項の表の備考第一号に規定する部に置かれるものに限る。）又は同表　　第四号の課長（同規則第三条の表の中欄に掲げる課に置かれるものに限る。）の職に相当するもの（役員を除く。）として知事が定めるものとする。